

種 類：会則  
議 決：九州支部役員会  
制定日：平成 15 年 10 月 3 日  
改訂日：平成 27 年 11 月 10 日

## 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 九州支部会則

### 第 1 章 総 則

(名称)

- 第 1 条 この支部は、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会九州支部と称する。
- 2 この支部の英語名は、Kyushu Branch of The Society of Project Management と称する。
  - 3 この支部の略称は、PM学会九州支部と称する。

(事務局)

- 第 2 条 この支部の事務局を支部役員会の定める場所に置く。

(目的)

- 第 3 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、学会）定款第 3 条の目的を達成するために、九州地域（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）において以下の事業を行う。
- (1) 研究会、講演会の実施
  - (2) 内外の関連機関との連絡および協力
  - (3) 研究および調査
  - (4) その他、学会定款第 3 条の目的達成に必要な事業

(機関の設置)

- 第 4 条 支部には、支部総会および支部役員会を設置する。

## 第2章 支部会員

(支部会員)

第5条 以下の各号に相当する学会の会員を支部会員とする。

- (1) 学会細則に定める地域を本部運営管理室に連絡先として届け出た個人または法人
- (2) 一つの支部を選択して本部運営管理室に所属を申し出る前1号に当たらない個人または法人

(支部会員資格の喪失)

第6条 以下の事由に該当する場合には支部会員の資格を失う。

- (1) 退会もしくは除名によって、プロジェクトマネジメント学会の会員資格を失うとき
- (2) 第6条1項に関わらず、個人または法人の代表者が支部所属の解除を本部運営管理室に申し出るとき
- (3) 第6条2項に当たらず、学会細則に定める地域の外に会員の連絡先が移されたとき

(会費)

第7条 支部では会費を徴収しない。但し、支部が行う特定事業に必要な費用を参加費として受益者から徴収することができる。

## 第3章 支部役員および役員会

(支部役員)

第8条 支部には以下の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
代表幹事	1名
幹事	若干名
事務局員	1名

(支部役員会)

第9条 支部役員会は第8条に定める役員により構成する。

- 2 支部役員会は支部長が招集し、第3条に示す事業を行うために必要な審議、決定、実施および結果の評価を行う。

(支部長の選任)

第10条 支部長は以下の手続きにより選任される。

- (1) 支部役員会による候補者の選定と支部総会への提案
- (2) 支部役員会による候補者案に対する支部総会における審議
- (3) 支部総会による候補者案の学会総務委員会による理事会への提案と審議

(支部長を除く支部役員を選任)

第11条 支部役員候補は、支部に所属する正会員の中から支部長が選出し、支部役員会に報告した後、支部総会で審議する。

- 2 支部総会により承認された支部役員の役職名、氏名、本務における所属を学会総務委員会に報告し、学会総務委員会はこれを理事会に報告する。

(支部役員の任期および支部役員の欠員の補充)

第12条 支部役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、支部長の任期がこれより短い場合には、支部長の任期をもって支部役員の任期を満了とし、第10条および第11条による改選を行う。

- 2 支部役員に欠員が生じたときには、支部役員会の決定によりこれを充足することができる。但し、この手続きにより選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第2項により支部役員の補充を行ったときは、速やかに支部会員に告知するとともに、学会総務委員会にこれを報告する。学会総務委員会は直近の理事会でこれを報告する。

(役員職務)

第13条 第8条に定める各役員は以下の職務を司る。

- (1) 支部長は支部の全業務を管理し、この支部を代表する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故等で職務に支障がでたとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した順位によりその職務を代理する。
- (3) 代表幹事は支部の運営実務を統括し、幹事を代表する。
- (4) 幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事が事故等で職務に支障がでたとき、または欠けたときは、代表幹事があらかじめ指名した順位によりその職務を代理する。
- (5) 幹事は支部の運営および支部で行う各事業の計画および実行を司る。

(6) 事務局員は支部の運営に必要な事務手続きを統括する。

#### 第4章 事業年度、交付金および実施計画と実施報告

(事業年度)

第14条 支部の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(交付金)

第15条 交付金の額は当該事業年度の前年12月末日までに払込済みとされた会費を基準に、学会細則の定めに従い理事会が社員総会に提案する。

(実施計画)

第16条 活動計画案および収支予算案は支部長が作成し、支部役員会および支部総会の議決を経て、理事会の審議を受ける。

(実施報告)

第17条 活動報告案および収支決算案は支部長が作成し、支部役員会および支部総会の議決を経て、理事会の審議を受ける。

(理事会への報告の義務)

第18条 第16条および第17条に関わる理事会への提案は、前事業年度終了後の1ヶ月にあたる翌事業年度1月31日を期限とする。

2 第16条の審議によらない事業を行おうとするときには、速やかにかつ予め理事会の審議を受けなければならない。

#### 附 則

平成27年11月10日 支部役員会の議決により改訂。これを平成28年1月1日より施行する。